

会 議 録

会議の名称	第 43 回 飯塚市都市計画審議会
開催日時	令和 5 年 7 月 13 日(木)10:00～11:10
開催場所	市役所本庁 5 階 研修室
出席委員	依田委員、香月委員、渡邊委員、須堯委員、山本委員、上野委員、深町委員、田中委員、城丸委員、掛田委員、与田委員、吉武委員(代理：福岡県飯塚県土整備事務所 山本様)、高田委員、丸林委員、本松委員、梶原委員、中尾委員
事務局職員	久世副市長、大井都市建設部部长、中村都市建設部次長、城戸都市計画課長、永田都市計画課長補佐、上田都市計画課飯塚駅周辺整備推進室長、三村都市政策係長、行武公園緑地係長、櫛街路係長、都市計画課職員 3 名
	<p>永田課長補佐</p> <p>皆様、おはようございます。</p> <p>本日の進行を務めさせていただきます、都市計画課長補佐の永田 でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>本日は、委員改選後、初めての審議会でございますので、開会に先立ちまして、任命書の交付を行います。任命書の交付は、代表の方 1 名にお願いしたいと思います。</p> <p>なお、任命書の交付日につきましては、前都市計画審議会の任期満了日の翌日でございます令和 5 年 6 月 1 日といたしております。</p> <p>それでは、委員を代表いたしまして、依田 浩敏 様に任命書の交付を受けていただきます。依田様、前の方へお願ひいたします。</p> <p>久世副市長</p> <p>依田浩敏さま、飯塚市都市計画審議会委員を任命します。任期は令和 7 年 5 月 31 日までの間といたします。令和 5 年 6 月 1 日飯塚市長片峯 誠。どうぞ、よろしくお願ひいたします。</p> <p>永田課長補佐</p> <p>依田様ありがとうございました。お席の方にお戻りください。</p> <p>なお、委員の皆さまにおかれましては、お手元の封筒に任命書を入れておりますので、後程、ご確認の方をよろしくお願ひいたします。</p> <p>続きまして、副市長よりごあいさつを申し上げます。</p> <p>久世副市長</p>

おはようございます。副市長の久世でございます。

本来であれば片峯市長が皆様方にごあいさつ申し上げるべきところではございますが、他の公務のため、出席ができません。市長からメッセージをお預かりしておりますので、私の方から代読させていただきます。

暑さも厳しさを増す季節となりましたが、皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

本日は飯塚市都市計画審議会開催に際し、一言ご挨拶申し上げます。

この度、委員の皆さまには飯塚市都市計画審議会委員の就任につきまして、ご理解とご協力を賜り心より御礼を申し上げます。

この都市計画に関する業務は、新たなまちづくりを考えるうえで、また、秩序ある土地利用を促進するうえでも、大変重要な役割を担っております。

今日までも、本都市計画審議会にお諮りしながら、中心市街地活性化のための「筑豊広域都市計画用途地域等の変更」や「筑豊広域都市計画市場の変更」など様々な重要施策を審議していただきました。

また、本市では、皆様の貴重なご意見をいただきながら、令和4年2月に都市の将来像を実現するためのまちづくりの方針である「都市計画マスタープラン」と、緑地の保全・緑化の推進に関し、その将来像・施策等を定める「緑の基本計画」の改訂を行い、本計画に基づいた「まちづくり」を進めております。

今後の審議会では、改訂後の「都市計画マスタープラン」に準じた筑豊広域都市計画用途地域等の変更や、「飯塚駅周辺地区整備基本計画」に基づく飯塚駅周辺整備の進捗状況の報告、平成29年1月に策定しました「飯塚市立地適正化計画」について、災害時の安全対策や安全確保策等を定める「防災指針」の追加や「コンパクトシティ」の実現に向けた誘導区域の適正配置等の中間年次の見直しを行うこととしており、皆様方には大変重要な役割を担っていただくこととなります。

この都市計画審議会におきましては、専門的な立場での視点と、地域

住民の視点からの意見が最も重要であり、本審議会の役割は非常に大きなものであると考えております。

ご審議いただいた皆様のご意見をもとに、飯塚市がさらなる発展をとげることができるよう尽力してまいりますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本審議会のますますの発展と委員の皆様方のご活躍を祈念申し上げます。簡単ではございますが、私のあいさつとさせていただきます。令和5年7月13日 飯塚市長 片峯 誠 代読でございます。

どうぞ、皆さまよろしくお願いたします。

永田課長補佐

以上で任命書の交付を終了いたします。なお、久世副市長につきましては公務の関係上、ここで退席をさせていただきます。

永田課長補佐

続きまして、委員の皆さまのご紹介をさせていただきます。順不同ではございますが、お名前を呼ばれましたら、恐れ入りますが、その場で結構でございますので、一言ご挨拶をお願いしたいと思います。

まず、学識経験者の方から順番にご紹介させていただきます。

近畿大学産業理工学部 建築・デザイン学科 教授の 依田 浩敏 委員です。

(依田教授よりあいさつ)

飯塚商工会議所 理事・事務局長の 香月 法彦 委員です。

(あいさつ)

いいつか男女共同参画推進ネットワーク 代表 渡邊 福 委員です。

(あいさつ)

飯塚市農業委員会 会長 須堯 忠臣 委員です。

(あいさつ)

飯塚市商工会 副会長 山本 恵治 委員です。

(あいさつ)

次に市議会より

飯塚市議会議員 上野 伸五 委員です。

(あいさつ)

飯塚市議会議員 深町 善文 委員です。

(あいさつ)

飯塚市議会議員 田中 裕二 委員です。

(あいさつ)

飯塚市議会議員 城丸 秀高 委員です。

(あいさつ)

次に関係行政機関より、

国土交通省 九州地方整備局 北九州国道事務所 事務所長 掛田
信男 委員です。

(あいさつ)

飯塚警察署 交通第一課長 与田 剛 委員です。

(あいさつ)

福岡県飯塚県土整備事務所 所長 吉武 範幸 委員につきましては
は本日ご欠席でありますので、福岡県飯塚県土整備事務所 地域整備企
画監の 山本 明 様に代理で出席いただいております。

(あいさつ)

福岡県飯塚農林事務所 農山村振興課長 高田 富太郎 委員です。

(あいさつ)

続きまして、住民代表といたしまして

飯塚市自治会連合会 副会長 丸林 靖幸 委員です。

(あいさつ)

飯塚市自治会連合会 理事 本松 克己 委員です。

(あいさつ)

飯塚市自治会連合会 理事 梶原 省三 委員です。

(あいさつ)

飯塚商工会議所 女性会副会長 中尾 多美 委員です。

(あいさつ)

次に、事務局を紹介させていただきます。

都市建設部 部長 大井 です。

(あいさつ)

都市計画課 課長の 城戸 です。

(あいさつ)

以上で、事務局の紹介を終わります。

それでは、ただいまから令和 5 年 第 43 回 飯塚市都市計画審議会
を開催いたします。

まず初めに、本審議会の成立につきまして、ご報告いたします。

本日の審議会は、委員17名中、17名の皆さまにご出席いただいておりますので、飯塚市都市計画審議会条例第7条第3項の規定により、本審議会が成立しておりますことを、ご報告いたします。

次に、資料の確認をさせていただきます。

事前にお配りしておりました資料といたしまして、次第書が1枚、委員名簿が1枚、報告第1号都市計画審議会についての資料が1綴り、報告第2号市民公園整備基本計画策定についての資料が1枚、議案第2号筑豊広域都市計画用途地域の変更についての資料が1綴り、議案第3号筑豊広域都市計画特別用途地区の変更についての資料が1綴り、議案第4号筑豊広域都市計画準防火地域の変更についての資料が1綴り、議案第5号筑豊広域都市計画道路の変更についての資料が1綴り、議案第6号筑豊広域都市計画公園の変更についての資料が1綴り、議案第7号筑豊広域都市計画土地区画整理事業の廃止についての資料が1綴り、資料は以上になりますけれども、不足等はございませんでしょうか。

申し訳ございませんが、1点資料の差し替えが本日ございます。

議案第5号の筑豊広域都市計画道路の変更につきまして、1、8、9、10、19、20ページに誤りがございました、申し訳ございません。この度議案5号につきましては、机の上に置いてありますお手元の資料と全て差し替えの方をよろしくお願いいたします。なお、修正前の資料につきましては、審議会終了後事務局の方で回収いたしますので、机の上に置いてお帰りになられますようよろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事に入ります。

なお、議事録作成の関係上、ご発言の際は、挙手をしていただき、事務局がマイクをお持ちいたしますので、お名前を述べられてから、ご発言をいただきますようにご協力をよろしくお願いいたします。

議案第1号 会長の互選について ご審議をお願いいたします。

本審議会の会長につきましては、今回が委員改選後初めての審議会となっており、飯塚市都市計画審議会条例第6条第1項の規定により、委員の中から決定することとなっております。

どなたかご推薦等はございませんでしょうか。

委員

会長につきましては、近畿大学産業理工学部の依田教授を推薦したいと思っております。

依田教授は、近畿大学産業理工学部、建築・デザイン学科教授としてご活躍されており、特に都市環境問題に造詣が深く、現在、本市の環境審議会委員としてご尽力いただいております。

また、都市計画分野におかれましても以前より本審議会の会長を歴任されており、総合的な都市問題に関する、豊かな学識経験をお持ちでございます。

以上のことから、学識経験、実績ともに本審議会の会長にふさわしいと思っておりますので、近畿大学の依田教授をご推薦いたします。

永田課長補佐

ありがとうございます。

ただいま依田委員を会長にとの、ご推薦をいただきましたが、いかがでしょうか。

(拍手で異議なし)

それでは、依田委員を会長とすることに決定いたします。なお、会長となられました依田委員には都市計画審議会条例第7条第2項の規定により議長となり議事を進行していただくこととなりますのでよろしくお願いいたします。

以上で、議案第1号 会長の互選について を終わります。

それでは依田会長、議長席へ移動していただきまして、会長就任のあいさつ及びこの後の議事進行をよろしくお願いいたします。

議長（依田会長）

改めまして依田でございます。都市計画審議会の会長は重責があります。飯塚市のまちづくり、筑豊地域のリーダーシップをとっていかなければいけないと思っております。審議を進めるうえで、委員の皆さまのご協力を賜りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは座って、議事を進めさせていただきます。ご了承願います。

それでは早速ですが、次第に沿って、議事を進行してまいりたいと思っております。

本日は、7件の付議事項と2件の報告事項となっております。

それでは、「報告第1号 都市計画審議会について」こちらを事務局より説明をお願いいたします。

報告第1号：都市計画課（城戸課長）

おはようございます。都市計画課長の城戸でございます。どうぞよろしくお願ひ致します。

それでは、座ってご説明させていただきます。

報告第 1 号「都市計画審議会について」と書かれた資料をお願いいたします。

今回は委員改選後、初めての審議会ということでございますので、初めて委員になられる方にはご説明の意味で、また、以前から委員をしていただいている方については再度、ご確認の意味もこめまして、飯塚市都市計画審議会についてご説明させていただきます。

それでは、2 ページをお願いいたします。

大きく分けて

「1. 設置の目的と役割」

「2. 委員報酬について」

「3. 審議会の公開について」

3 つについて説明いたします。

まず左ページの一番上、「1. 設置の目的と役割」をご覧ください。

都市計画は、都市の将来の姿を決める非常に重要なものであり、また、土地に関する権利に制限を加えるものであることから各種行政機関や住民の利害関係を調整し、さらには利害関係のある人の権利や、利益を適正に保護していく必要がございます。

そのため都市計画法の第 77 条 2 の中で、市町村長の諮問に応じて、都市計画に関する事項につきましては調査・審議をするための都市計画審議会の設置、及び組織・運用に関しての条例化が規定されています。

また、同じく都市計画法の第 19 条第 1 項におきまして、「都市計画は市町村都市計画審議会の議を経て決定するもの」と規定されています。

そこで（1）条例における位置づけ にごございますように、

本市では飯塚市都市計画審議会条例を定めて、飯塚市都市計画審議会を設置しております。次の 3 ページに条例を添付しておりますので、後程ご覧いただければと思います。

続きまして（2）委員構成につきましては

条例の 2 条、3 条と飯塚市都市計画審議会規則の 2 条により委員の構成を決めております。

委員数につきましては、20 名以内で構成されるよう取り決めておりま

す。

審議会委員は、学識経験のあるものが5名以内。

次に、飯塚市議会の議員の皆様が6名以内、関係行政機関の皆様が4名以内

最後に本市に住所を有する方として5名以内、こちらは自治会連合会等の皆様をお願いをしているところでございます。

次に(3)決議について説明いたします。

条例第7条により飯塚市都市計画審議会の議決は出席委員の過半数を持って決し、可否同数の場合には、会長の決するところによると規定されております。

なお、委員の1/2以上の出席が無ければ、審議会を開くことが出来ないこととなっています。

それでは、都市計画審議会で審議する案件につきましては、主な審議案件ということで、表に載せておりますので、ご覧いただきたいと思っております。案件の内容によって付議を求めるもの、その他意見を求めるものがございます。では、飯塚市都市計画審議会がどのように都市計画決定とかかわっているのかを図にまとめましたので一番下の赤書きで囲まれた「飯塚市都市計画決定の流れ」と書かれた図をご覧ください。

一番左側の原案の作成から一番右側④都市計画決定までの流れを示しています。

都市計画決定の流れといたしましては、都市計画の原案の作成後、①都市計画審議会に諮りまして、委員の皆様のご意見を聴取しております。

続いて、原案の縦覧、公聴会等が出された意見、そして原案を基に案を作成し②の都市計画審議会でも再度意見を聴取させていただきます。その後、県と事前協議を行い、案を確定した後に公告・縦覧を行います。

確定した案に対して、③の都市計画審議会におきまして付議を行い、都市計画決定することが適当であるか否かの議決をいただくこととなっています。

承認をいただいた後に、県知事への本協議を経て④の都市計画決定となります。

続きまして2の委員報酬につきまして説明いたします。委員報酬につきましては、条例に基づいて、委員報酬及び交通費として費用弁償をあわせてお支払させていただいております。

最後に3の審議会の公開についてですが、

飯塚市都市計画審議会は「飯塚市審議会等の設置及び運営に関する規程」及び、「飯塚市情報公開条例」に基づいて公開をしています。

公開の方法といたしましては
会議録を飯塚市のホームページに掲載していくほか、市役所1階にご
ざいます情報公開コーナーで閲覧できるようにしております。

また、飯塚市都市計画審議会の傍聴も可能となっております。

以上で「報告第1号 都市計画審議会について」の説明を終わります。

議長（依田会長）

どうもありがとうございました。以上、報告第1号の説明が終わりま
したけれどもご質問やご意見がございましたらお願いいたします。

（質疑応答）

特によろしいでしょうか。審議会委員の役割はこちらに書いてある通
りだと思っておりますので、ご理解いただきながら審議会の進行をよろしくお
願いいたします。

それでは、報告第2号「市民公園整備基本計画策定」について事務局
より報告をお願いいたします。

報告第2号：都市計画課（城戸課長）

それでは、報告第2号「市民公園整備基本計画策定について」と書か
れた資料をお願いいたします。

本事業における「基本方針」、「整備エリア」、「関係機関」、「スケジ
ュール」につきましてご説明をいたします。

まず、基本方針についてご説明いたします。

市民公園及び周辺エリアは市の中心に位置し、JR浦田駅の東約0.4
kmに位置しており、接道した市道「本谷篠田線」には西鉄バス筑豊のバ
ス停があり、公共交通の利便性に優れた地区でございます。

令和5年4月17日に新体育館が開館し、利用者の増加も見込まれる
ことから、周辺環境の整備を進めることで、滞在の快適性等の向上を目
指すものです。

市民公園周辺エリアをスポーツ・レクリエーション拠点エリアとして
整備することで、健幸づくりの場、交流の場、市民の憩いのスペースと
して、新体育館を中心とした機能の連携、更には回遊性をもたせること
で、より多くの利用者に「楽しさ」とともに「やすらぎ」そして「安心」
を提供する公園整備を目指すものでございます。

今回の基本計画のコンセプトは、「健幸づくりを支えるスポーツ公園」
です。新体育館及び各種スポーツ施設と市民公園全体が機能的に連携

し、日常利用から各種イベント、万が一の災害時まで、高度な利便性を保つホスピタリティの高い公園整備を行ない、地域コミュニティの拠点となる「交流の場」づくりを推進いたします。特に災害時の危険から緊急に逃れられる安全な避難空間等を整備することにより、地区内の防災力の向上にも寄与するものとしております。

次に「整備エリア」についてご説明いたします。

左下側の対象エリアは、新体育館を除く市民公園全域（18.5ha）となります。

資料に位置図に緑の枠に赤色で着色している部分でございます。

次に「関係機関」についてご説明いたします。

市民公園整備基本計画策定にあたりましては、市民、飯塚市、基本計画委託事業者であります株式会社オリエンタルコンサルタンツの3者が主体となって行って参ります。

市民との関わりにつきましては、住民ワークショップ、地元自治会、パブリックコメント等を通じ、飯塚市との関わりについては、都市計画審議会をはじめ、庁内策定員会等でそれぞれ意見を収集し、計画策定に活用していきたいと考えております。

最後に右下のスケジュールについてご説明いたします。

スケジュールにつきましては、上段に今年度を実施する市民公園整備基本計画策定のスケジュール、そして下段に令和5年度から11年度までの整備スケジュール案を記載しております。

上段の市民公園整備基本計画策定につきましては、庁内の策定委員会を令和5年10月と令和6年2月の計2回、住民ワークショップにつきましては、1回目に令和5年8月6日の日曜日、2回目につきましては、予定ではございますが10月下旬から11月上旬を予定しており、計2回開催することとしております。

住民ワークショップ等の意見を踏まえ、市民公園整備基本計画策定案を作成し、令和6年3月に市民の皆様を対象にパブリックコメントを実施する予定でございます。

下段の整備スケジュールにつきましては、令和5年度に基本計画を策定し、令和6年度に基本設計、令和7年度に実施設計、令和8年度から令和11年度に整備工事を実施する予定としております。

なお、整備スケジュールにつきましては、国県と協議しながら都市再生整備事業を活用し、実施していく予定としております。

以上で「報告第2号 市民公園整備基本計画策定について」の説明を終わります。

議長（依田会長）

ありがとうございます。以上、報告第2号の説明が終わりましたが、ご質問やご意見ありましたらお願いいたします。

委員

住民ワークショップについて質問です。

8月6日ということで日程が決まっているようですが、何人くらいの規模で会場など決まっていたら教えてください。

城戸課長

ご質問ありがとうございます。

人数につきましては、トータルで40名程度を予定しております。募集期間につきましては、今月の7月3日からホームページ等で募集の方を開始しております。場所につきましては、新体育館の多目的室の方を予定しております。当日につきましては、10分から15分程度ですけれども、現地の方を歩くということも予定をしております。以上でございます。

委員

ありがとうございます。もう1点ですけど、乳幼児に関わる立場なので質問ですけど、公園に遊具などは設置される予定なのでしょうか。

城戸課長

今回、基本計画の中で、皆様のご意見を踏まえ検討していきたいと考えております。また、今回は基本計画ですのでその中で詳細等を決定していきたいと考えております。

委員

これから決めていくということで安心しました。

実は新体育館の方で、障がいの方たちからもご意見を聞いたのですが、障がい者の方の停める体育館の駐車スペースがとても停め辛かったり、頭から突っ込まないといけないですけど、そうすると雨が降った時に後ろから車いすを降ろす時に、屋根の長さが足りなくて濡れるとかですね、建ってしまったあとなので、泣き寝入りになってしまうんですけど、設計とかデザインされる段階で、そういう方たちの事も考えてほし

かったのと、今福岡市内でもユニバーサルデザインの遊具が設置され、車いすや障がい者の方も遊べるようにデザインされているんですけど、実際利用される方に見てみたら、ちょっと使いにくかったり、反対に健全なお子さんがそこに登ったりすることで、不適切な使い方をしているとか、怒られるとかをいろいろと聞いているので、そこらへんをいろいろ研究されながら、皆が使いやすい公園が出来たらと願っております。

議長（依田会長）

ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

（意見なし）

よろしいでしょうか。

ワークショップが開かれるということで、いろいろな世代や私どもの学生も参加するということですが、いろいろな世代やいろいろな方に参加いただいて、議論しながらたたき台を作っていただければと思いますので、委員の皆さまも、もし時間があればワークショップに参加してご意見をいただければと思います。よろしく願いいたします。

他によろしいでしょうか。

（意見なし）

ありがとうございます。

それでは、議案第2号・議案第3号・議案第4号については同じ地域地区の変更になりますので一括して事務局より説明をお願いしたいと思っております。よろしく願いいたします。

議案第2号～第4号 都市計画課（城戸課長）

議案第2号から第7号まで全ての議案につきまして前回4月の審議会にて概要のご説明と同じ内容になりますが、新しい委員さんも迎えていますので改めて説明の方をさせていただきます。

前回、都市計画審議会以降、県知事との事前協議が整い、案の確定後、案の縦覧を令和5年6月5日～6月19日の2週間で行ったところでございます。

縦覧結果につきましては、縦覧者5名、意見書0名でございました。

それでは、議案第2号 筑豊広域 都市計画 地域地区の指定・変更について、議案第3号 筑豊広域 都市計画 特別用途地区の変更について、議案第4号 筑豊広域 都市計画 準防火地域の変更についての3議案について一括して説明させていただきます。

それでは、議案第2号の1ページをお願いいたします。

順番が前後しますが右下の図が見直し箇所全体の位置図となります。

(1) 地域地区の見直し方針につきまして、地区①潁田支所周辺地区につきましては潁田支所移転に伴い現在の無指定地域から第1種住居地域へ変更するものでございます。

次に地区②枝国地区につきましては、第1第2体育館の跡地につきまして移住定住の促進、土地利用の有効活用かつ健全な高度利用により人口集積を維持していくエリアとして容積率を現在の200%から300%に緩和するとともに、敷地内に僅かでございますが、第1種住居地域、近隣商業地域が混在していますので、敷地の大部分を占める第2種住居地域へ変更するものでございます。

また、左下には用途地域指定時の敷地形状に合わせた用途地域境界の見直しについて、右下の見直し箇所位置図に記載しております地区③から地区⑧までの6地区について変更を行うものでございます。

次に右側の(2) 特別用途地区及び準防火地域につきましては体育館跡地の枝国地区と用途地域指定時の敷地形状に合わせた用途地域境界の見直しになります。詳しくは1ページ以降でご説明いたします。

次に2ページをお願いいたします。

こちらは先ほど説明いたしました①潁田支所周辺地区及び②枝国地区の拡大図になります。右側のページが地区①潁田支所周辺の用途地域変更図になります。潁田支所周辺の黄色で着色した部分に第1種住居地域の指定を行います。左側のページが地区②枝国地区になります。僅かでございますが、敷地の西側に黄色の第1種住居地域、ピンク色の近隣商業地域が敷地内に混在していますので、敷地の大部分を占める第2種住居地域に用途地域の変更を行うものでございます。

この変更に伴って近隣商業地域が縮小した分、特別用途地区と準防火地域も近隣商業地域と同じラインで境界を引き直すこととなります。

続きまして3ページをお願いいたします。

用途地域指定時の敷地形状に合わせた用途地域境界の見直しになります。

近隣商業地域の境界が変わりますので、準防火地域も近隣商業地域と同じラインで引き直すこととなります。

続きまして、4ページをお願いいたします。4ページ以降は福岡県に事前協議で提出した資料となります。

5ページをお願いいたします。

理由書ですが、1ページの概要で説明した見直し理由と重複しますので、内容の説明については省略させていただきます。

次の 6 ページから 12 ページにつきましては、先ほど説明いたしました地区①から地区⑧までのそれぞれの計画図となります。

続きまして、13 ページをお願いいたします。

今回の用途地域の変更に関する新旧対照表になります。

次の 14 ページから 20 ページにつきましては、用途地域の各それぞれの地区の新旧対照図になります。

21 ページをお願いいたします。

地権者説明会から都市計画決定の告示までの経緯の概要になります。

22 ページをお願いいたします。

このページは既存不適格調書になります。

次の 23 ページから 25 ページにつきましては、既存不適格状況図になります。

26 ページをお願いいたします。26 ページから 32 ページまでがそれぞれの地区の境界図になります。

33 ページをお願いいたします。33 ページから最後の 52 ページは都市計画マスタープラン及び福岡県都市計画の運用指針を抜粋した参考資料となります。以上で議案第 2 号の説明を終わります。

続きまして、議案第 3 号筑豊広域都市計画特別用途地区の変更について説明させていただきます。

先ほど説明させていただきました議案第 2 号の用途地域の変更に併せた特別用途地区の変更になります。

こちらも福岡県に提出する法定図書になります。

1 ページは筑豊広域都市計画特別用途地区の変更の計画書になります。

続きまして、2 ページをお願いいたします。2 ページが統括図になります。

3 ページをお願いいたします。3 ページが計画図になります。

続きまして、4 ページが特別用途地区の新旧対照表になります。

次の 5 ページが新旧対照図になります。

6 ページをお願いいたします。6 ページにつきましては、先ほどと同様に地権者説明会から都市計画決定の告示までの経緯の概要をお示ししております。

7 ページをお願いいたします。7 ページが既存不適格調書になりますが、この地区においては発生いたしておりません。

8 ページをお願いいたします。8 ページが境界図になります。以上で議案第 3 号の説明を終わります。

続きまして、議案第4号筑豊広域都市計画準防火地域の変更について説明いたします。

こちら先ほどと同様に議案第2号の用途地域の変更に併せた準防火地域の変更になります。

こちら先ほどと同様に福岡県に提出する法定図書となっております。

1 ページは先ほどと同様に変更の計画書になります。本市では市街地における延焼、火災抑制のために近隣商業地域においては、準防火地域の指定を行っていることから近隣商業地域の面積の増加に伴って、準防火地域の面積も若干増加しているということでございます。

2 ページをお願いいたします。2 ページが総括図となっております。

次の3 ページから8 ページにつきましては、それぞれの各地区の計画図となっております。

9 ページをお願いいたします。9 ページが新旧対照表となっております。近隣商業地域の面積が変更となっております。

次の10 ページから15 ページにつきましては、各地区の新旧対照図となっております。

16 ページをお願いいたします。こちら先ほどと同様に地権者説明会から計画決定の告示までの経緯の概要をお示ししております。

次の17 ページをお願いいたします。こちらが既存不適格調書となっております。

18 ページから22 ページにつきましては、各箇所の不適格状況図を添付しております。

23 ページをお願いいたします。23 ページから28 ページにかけて、各地区の境界図を添付しております。

29 ページをお願いいたします。29 ページと30 ページにつきましては先ほどと同様に都市計画マスタープランと福岡県都市計画の運用指針の参考資料を添付いたしております。

以上で、議案第2号から第4号までの説明を終わります。

議長（依田会長）

どうもありがとうございました。ただいま、議案2号から第4号までの付議事項の説明が終わりましたが、ご質問やご意見ありましたら委員の皆さまからお願いしたいと思います。

（意見なし）

特によろしいでしょうか。

これは、先ほど説明がありましたように、今まで審議会で審議された、報告された内容となっております。特に意見が無いようでしたら、議案

第2号から第4号までの付議事項については、承認されたものとさせていただきます。よろしいでしょうか。

(意見なし)

ありがとうございます。

それでは次に、「議案第5号 筑豊広域都市計画道路の変更について」事務局より説明をお願いいたします。

議案第5号 都市計画課（城戸課長）

議案第5号「筑豊広域都市計画道路の変更について」ご説明いたします。

議案第5号の資料をお願いいたします。こちらも、前回の審議会で報告をさせていただいた内容の通りとなっております。

まず始めに福岡県の決定路線である2路線からご説明いたします。

1 ページ目を左側の変更概要をご覧ください。

まず1路線目の3・4・33-19号 上三緒安丸線につきましては、平成6年3月9日に計画決定された延長約420m、幅員16mの都市幹線道路です。

計画区間に現道があり、交通機能の代替が可能と考えられることから、今回計画を廃止するものでございます。

右側の図の西側、上三緒と書かれた付近に黄色で路線を着色しております。

次に2路線目の3・4・33-104号 ^{やすまる さ や}安丸道祖線につきましては、平成5年6月16日に計画決定された延長約1,220m、幅員16mの都市幹線道路でございます。

こちらにつきましても計画区間に現道があり、交通機能の代替が可能と考えられる一部区間、約670mの区間の計画を廃止し、延長約550mの計画に変更するものでございます。

なお、計画の変更後は、路線の起点（スタート地点）が変わることから、路線名もあわせて変更いたします。

右側の図の東側に黄色と青色で路線を着色しております。

西側の黄色の部分 約670mが廃止区間、東側の青色区間 約550m区間が存続区間となっております。

続きまして、3手続きのスケジュールになりますが、上三緒安丸線と^{やすまる さ や}安丸道祖線につきましては、計画決定機関が、福岡県となるため、福岡県の都市計画審議会へ付議する必要があります。そのため、最終の計

画決定の告示の時期が、先ほど説明いたしました地域地区の都市計画決定の告示よりも遅れる見込みとなっております。

次の2ページ目から9ページ目につきましては、県へ事前協議で提出した資料になります。

2ページ目をお願いいたします。

筑豊広域都市計画道路県決定分の総括図となっております。先ほどの2路線の廃止および変更を都市計画図上にお示しをしております。

3ページ目をお願いいたします。

筑豊広域都市計画道路県決定分の計画書になります。手続き後の廃止路線および変更路線の詳細を記載しております。

4ページ目をお願いいたします。筑豊広域都市計画道路県決定分の理由書になります。

5ページ目をお願いいたします。筑豊広域都市計画道路県決定分の新旧対照表になります。廃止前および変更前と廃止後および変更後の詳細を比較して記載しております。

6ページ目をお願いいたします。筑豊広域都市計画道路県決定分の新旧対照図になります。廃止になる区間および変更になる区間を都市計画図上に詳細を示しております。

7ページ目をお願いいたします。筑豊広域都市計画道路県決定分の計画図となっております。都市計画決定後の計画図になります。

8ページ目をお願いいたします。8ページと9ページにつきましては、地元説明会から計画決定の告示までの経緯を記載しております

続きまして、10ページ目をお願いいたします。このページからは飯塚市決定の2路線のご説明になります。

まず1路線目の3・4・33-106号 水洗安丸線につきましては、平成5年6月16日に計画決定された延長約2,110m、幅員16mの補助幹線道路になります。

現在、約1,860mが整備済みとなっており、今回は残りの未整備区間約250mについて、計画を変更するものでございます。こちらにつきましても未整備区間に現道があり、交通機能の代替が可能と考えられることから、未整備区間約250mの計画を変更し、延長約2,260mの計画にするものでございます。

右の図の東側、庄内支所のマーク付近に黄色と青色と赤色で路線を着色しております。黄色が廃止区間の約250m、青色が存続区間の約1,860m、赤色が新たに計画する区間、約400mとなっております。

なお、今回の変更により、交差点部が変更となっております。

続きまして2路線目の3・5・33-27号 南尾平恒工業団地線につきましては、平成11年11月1日に計画決定された延長約3,010m、幅員13mの補助幹線道路となっております。

こちらにつきましても計画区間に現道があること、周辺の道路網により交通機能の代替が可能と考えられることから、計画を廃止するものでございます。

3の手続きのスケジュールでございますが、筑豊広域都市計画道路の変更につきましては、県決定分と市決定の両方を同時に進めている関係により、計画決定及び告示につきましては、県決定路線と同時期になりますので、先ほどご説明いたしました地域地区等の計画決定の告示よりも時期が若干遅くなる見込みとなっております。

次の11ページ目から19ページ目につきましては、県への事前協議で提出した資料となっております。

資料の内容につきましては、県決定の分と同様になっておりまして、筑豊広域都市計画道路の変更（市決定）の総括図、計画書、理由書、新旧対照表、新旧対照図、計画図、経緯の概要となっております。

以上で「筑豊広域都市計画道路の変更について」説明を終わります。

議長（依田会長）

どうもありがとうございました。ただいま議案第5号の付議事項の説明が終わりましたが、これに関してご質問やご意見がございましたらお願いいたします。

（意見なし）

特によろしいでしょうか。これについてもこれまで審議会で説明がされましたが、特に道路については、計画から大きく社会情勢が変わっていて、この計画のまま放置すると関係の市民の方に影響が出てくることもありますので、こういった見直しとか廃止とかが進められるようになっております。よろしいでしょうか。

（意見なし）

それでは、議案第5号についても承認されたものとさせていただきます。ありがとうございます。

それでは次に、「議案第6号 筑豊広域都市計画公園の変更について」こちらを事務局より説明をお願いいたします。

議案第6号 都市計画課（城戸課長）

議案第6号「筑豊広域都市計画公園の変更について」をお願いいたします。

こちらにつきましても、前回の審議会で報告させていただきました内容と同じになっております。

右側の総括図と併せてご覧ください。今回の見直しにより、未整備の都市計画公園である西菰田公園と忠隈公園の2箇所を廃止し、菰田保育所北側に現在整備しております菰田堀池公園を新たに計画決定行うものでございます。廃止する西菰田公園につきましては、昭和43年11月6日に計画決定された近隣公園となっております。計画決定当時は、当時存在しておりました市民プールと一体的に整備する構想がありましたが、市民プール敷地は、大手スーパーへ売却され、周辺の状況が大きく変化していることから、今回廃止をするものでございます。忠隈公園につきましても、昭和37年10月11日に計画決定されていますが、現在周辺に五穀神公園、忠隈山の神公園が存在していることから、今回見直しにより廃止するものでございます。今回の見直しにより、西菰田公園及び忠隈公園2箇所を廃止し、菰田保育所北側に整備しております菰田堀池公園を新たに街区公園として計画決定を行うものでございます。

次に2ページ目をお願いいたします。右側のスケジュールにつきましては、先ほどの地域地区の変更と同様に令和5年8月ごろに都市計画決定の告示を行う予定としております。右下の飯塚市都市計画公園等見直しガイドラインにつきましては、本年1月に策定済となっております。

3ページ目をお願いいたします。

このページからは福岡県へ事前協議で提出した資料になります。3ページ目の変更の概要となっております。

4ページ目をお願いいたします。4ページ目が理由書となっております。理由につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので、省略をさせていただきます。

5ページ目をお願いいたします。5ページ目が新たに設置する公園の理由書となっております。

6ページ目をお願いいたします。6ページにつきましては、計画決定告示までの経緯の概要となっております。

7 ページ目をお願いいたします。7 ページが総括図となっております。3 箇所を位置を地図にお示しをしております。

8 ページ目をお願いいたします。3 箇所の公園の計画図となっております。

9 ページ目をお願いいたします。9 ページが 3 箇所の公園の新旧対照図となっております。

以上で、筑豊広域都市計画公園の変更についての説明を終わります。

議長（依田会長）

どうもありがとうございました。議案第 6 号の説明が終わりましたが、ご質問やご意見がございましたらお願いいたします。

（意見なし）

よろしいでしょうか。特に事前協議もされておりますし、地域住民の方からの意見も無いようですので、特に問題はないかと思います。よろしいでしょうか。

（意見なし）

そうしましたら、議案第 6 号についても、承認されたものとさせていただきます。ありがとうございます。

次に、「議案第 7 号 筑豊広域都市計画土地地区画整理事業の廃止について」事務局より説明をお願いいたします。

議案第 7 号 都市計画課（城戸課長）

議案第 7 号「筑豊広域都市計画土地地区画整理事業の廃止について」をお願いいたします。

こちらにつきましても前回の都市計画審議会でも報告させていただいた内容と変更はございません。立岩川島土地地区画整理事業につきましても、昭和 37 年 7 月 14 日に計画決定されましたが、事業化の目途が立たず 60 年以上が経過していること、また一部、官庁街が形成されていることから今回廃止を行うものでございます。

2 ページをお願いいたします。

こちらも同様に、このページから先につきましても、県への事前協議で提出した資料となっております。

このページは、筑豊広域都市計画土地地区画整理事業の廃止の計画書となっております。

3 ページ目をお願いいたします。先ほど説明した理由書となっております。

4 ページ目をお願いいたします。筑豊広域都市計画土地地区画整理事業の廃止の位置を総括図にお示しをしております。

5 ページ目をお願いいたします。5 ページ目が昭和 37 年当時の計画決定の図面となっております。

6 ページ目をお願いいたします。6 ページは地権者説明、住民説明会から計画決定の告示までの経緯の概要となっております。

7 ページをお願いいたします。7 ページから 9 ページにかけては都市計画マスタープランの参考資料となっております。

以上で「筑豊広域都市計画土地地区画整理事業の廃止について」の説明を終わります。

議長（依田会長）

ありがとうございました。それでは議案第 7 号の付議事項の説明が終わりましたが、ご質問やご意見がございましたら委員の皆さまお願いいたします。

（意見なし）

よろしいでしょうか。昭和 37 年に計画されたものの、ずっとそのまま残っているという状況で、こういうものが残っているとずっとそれが生きてしまいますので、先ほど言いましたように社会が大きく変わった中で廃止するものは廃止という形になろうかと思えます。よろしいでしょうか。

（意見なし）

それでは、こちらの議案第 7 号についても承認されたものとさせていただきます。ありがとうございました。

今日付議事項として決定させていただいたものについては、福岡県との法定協議を事務局の方で実施していただければと思います。よろしくをお願いいたします。

全体を通して、委員の皆さまからご質問等はございますか。

委員

先ほどの遡って、市民公園のリニューアルワークショップ（報告第 2 号案件）の件なんですけど、今飯塚市のホームページを見まして、新着の中にも入ってないし、検索したら出てきた状況なので、飯塚市 Line とか力を入れられているので、一度 Line とかで記事を流していただくと市民の皆様には伝わると思います。今若い方たちもゴミを捨てるのに Line で入れられて、「明日は可燃ごみの日ですよ」とかお知らせが届くので、結構 Line 活用されているので、警戒情報だけでなく、こういうワークショップの案内も流されたらどうかと思います。

議長（依田会長）

どうもありがとうございました。委員の提案ですけどどうでしょうか。

城戸課長

7月3日の時点で、Line でお知らせの方はさせていただいております。そういったことも活用してお知らせしたいと思います。

議長（依田会長）

ホームページの一面、最初の画面に出ていないとなかなか確認ができず、都市計画の内容も都市計画の階層までいかないとなどりつかないという現状で、新着に出ても新しいのに上乗せされてしまい画面から消えてしまうのでなかなか難しいところではございます。

城戸課長

ご意見ありがとうございます。

議長（依田会長）

情報はいろいろな形で、いろいろなところから流すと効果があると思いますので、貴重なご意見どうもありがとうございました。

他に何かございませんか。

（意見なし）

《質疑終了》

それでは以上を持ちまして、本日の付議・報告事項は全て終了いたします。事務局の方に進行をお返ししたいと思います。

永田課長補佐

	<p>依田会長、どうもありがとうございました。</p> <p>また、委員の皆様におかれましても、ご審議を頂き誠にありがとうございました。</p> <p>今後とも、貴重なご意見等を賜^{たまわ}りますよう宜しくお願いをいたします。</p> <p>最後に、本日の報酬につきましては、7月28日（金）頃に指定の口座の方へ振り込みをさせて頂くように考えておりますので確認の方をよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、以上をもちまして、第43回 飯塚市都市計画審議会を閉会いたします。本日はおつかれ様でした。</p>
<p>会議資料</p>	<p>報告第1号 都市計画審議会について</p> <p>報告第2号 市民公園整備基本計画策定について</p> <p>議案第2号 筑豊広域都市計画用途地域の変更（市決定）について</p> <p>議案第3号 筑豊広域都市計画特別用途地区の変更（市決定）について</p> <p>議案第4号 筑豊広域都市計画準防火地域の変更（市決定）について</p> <p>議案第5号 筑豊広域都市計画道路の変更（県・市決定）について</p> <p>議案第6号 筑豊広域都市計画公園の変更（市決定）について</p> <p>議案第7号 筑豊広域都市計画土地地区画整理事業の廃止（市決定）について</p>
<p>公開・非公開の別</p>	<p>① 公開 2 一部公開 3 非公開</p> <p>(傍聴者0人)</p>
<p>その他</p>	